委託業務特記仕様書(令和5年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。 なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP):「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意 向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

(ウィークリースタンス)

- **第5条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)
- (2) マンデー・ノーピリオド (月曜日 (連休明け) を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト (金曜日 (連休前) に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- **第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

- 第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- **第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、 別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- **第9条** 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

(本業務の特記仕様事項)

第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、徳島県が委託する河川等パトロール業務(以下「パトロール」という。)に適用する。

(委託区域)

第2条 西部総合県民局県土整備部美馬庁舎管内の別表に示す区域を委託する区域とする。

(パトロール実施期間)

第3条 パトロールの実施期間は、下記のとおりとする。 令和5年10月1日から令和6年3月29日まで

(パトロールの詳細)

第4条 河川等パトロール業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)第8条に示すパトロール 項目の詳細は、以下のとおりする。

点検項目	点検の視点 (留意点)
hate and the second of the	・不法投棄,塵埃,土砂等の障害物の有無等
管理用通路等	・わだち掘れ、穴、陥没、段差の状態
	・雑草、雑木の繁茂による通行障害
堤防	・不法投棄, 塵埃, 土砂等の障害物の有無等
	・不等沈下,漏水の有無
	・提天のわだち掘れ、穴、陥没、段差の状態
	・法面状態(亀裂, 法崩れ等)
	・雑草,雑木の繁茂状態
河川護岸, 砂防流路	・不法投棄,塵埃,土砂等の障害物の有無等
	・侵食、クラック、はらみ出し、吸い出し等
	常の有無
	・土砂堆積,異常洗掘の有無
	・河川等に支障を及ぼす倒木、枯木の有無
樋門,堰,ダム,砂防堰堤,地す	べ ・不法投棄,塵埃,土砂等の障害物の有無等
り防止施設,急傾斜地崩壊防止施	設 ・クラック、漏水等異常の有無
等の構造物	・施設の破損、隙間、がたつき、ゴミつまり
	有無
水面の異常	・油、その他汚濁物質の流出
	・魚の大量斃死
	・漂着物
砂利採石現場	・採取画とおりの採取がなされてるかどうか
占用状況,不法物件の監視	・占用が適正にされているかどうか
	・不法物件の状況変化
不法係留船	・不法係留船, 沈船の状況把握
危険箇所の状況	・生命、財産に影響がでるか
	・関係者に情報伝達
	・河川等の管理物なら応急措置はできそうか
親水空間における安全性	・急な出水に対して円滑に避難できるか
その他違法行為(新たな)	・緊急に対応が必要かどうか
(1011-00)	・掘削、切土、盛土等、土地形状の変更
	・工作物の新築、改築等
	・立竹木の伐採

(異常箇所の応急措置)

第5条 仕様書第3条第1項第2号に示す「緊急を要する異常箇所の応急措置」とは、次に示すものとする。

項目	措置内容	適用
危険回避・除去	・倒木,落石,土砂,投棄物,その 他支障物の除去・危険事象に対するバリケード,看 板,危険杭の設置	緊急を要するもので,かつ小規模 なもの
路面補修	・路面にできたポットホール等の小 規模修繕作業	緊急を要するもので,かつ小規模 なもの
施設清掃	・土砂、ゴミ等の撤去	緊急を要するもので,かつ小規模 なもの
その他	・支障のある事項	緊急を要するもので,かつ小規模 なもの。

(パトロール車両)

第6条 委託者が貸与するパトロールに使用する車両は次のとおりとする。 車両の登録番号:徳島330そ295

(パトロール要員の遵守事項)

- 第7条 パトロール要員がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 出発前に監督員にパトロールコースなどを確認し、必要な情報の提供を受けること。
 - (2) パトロールに必要な車載常備器材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。
 - (3) パトロール中は、適宜業務管理責任者と連絡をとり、現況報告を行う。

(携行器材)

第8条 河川等パトロール車には下表に掲げる器材を必要に応じ積載するものとし、監督員の承諾を 得て甲が備えている資器材を使用することができる。

1	関係資料	管内図等
2	記録・測定器具	[デジタルカメラ], ポール, 巻尺
3	保安器具	バリケード、セフティーコーン、保安ロープ、看板
4	照明器具	懐中電灯
5	応急用工具	スコップ,鎌,鋸,掛矢,箒
6	通信機器	[携帯電話]
7	その他	その他必要な器材

2 前項の器材のうち、「] 内のものは、受託者の負担において準備すること。

河川等パトロール業務委託区域一覧表

種別	路線名	パトロール区間	
_	曽江谷川	全区間	
_	東俣谷川	全区間	
_	土井谷川	全区間	
_	池の谷川	全区間	
_	穴吹川	全区間	
_	内田谷川	全区間	
_	市場谷川	全区間	
_	渕名谷川	全区間	
_	調子野谷川	全区間	
_	二戸谷川	全区間	
_	大谷川	全区間	
_	城の谷川	全区間	
_	新町谷川	全区間	
_	馬木谷川	全区間	
_	清谷川	全区間	
_	明連川	全区間	
_	三谷川	全区間	
_	一の谷川	全区間	
_	東分谷川	全区間	
_	石神谷川	全区間	
	井口谷川	全区間	
	白水谷川	全区間	
	野村谷川	全区間	
	吉田谷川	全区間	
	西の谷川	全区間	
	轟谷川	全区間	
	棋穀谷川	全区間	
_	姥母ヶ谷川	全区間	
_	太田川	全区間	
_	貞光川	全区間	
	見恵頭谷川	全区間	
	鳴滝谷川	全区間	
	片川	全区間	
	内山谷川	全区間	
	久薮谷川	全区間	
_	明谷川	全区間	
	平井谷川	全区間	
	法正谷川	全区間	

	桑平谷川	全区間
_	鍋倉谷川	全区間
_	嫁坂谷川	全区間
_	猿ヶ谷川	全区間
_	大橋谷川	全区間
	半田川	全区間
	井川谷川	全区間
	東谷川	全区間
_	坂根谷川	全区間
_	大藤谷川	全区間
_	中野谷川	全区間
_	中鳥川	全区間
	高瀬谷川	全区間
_	船屋谷川	全区間
_	黒谷川	全区間
砂	曽江谷	全区域
砂	大谷	全区域
砂	新町谷	全区域
砂	井口谷	全区域
砂	吉竹谷	全区域
砂	山彦谷	全区域
砂	土井谷	全区域
砂	日野谷	全区域
砂	城ノ谷	全区域
砂	五大谷	全区域
砂	芋穴谷	全区域
砂	馬木谷	全区域
砂	小麦谷	全区域
砂	大塩谷	全区域
砂	清谷	全区域
砂	椚野谷	全区域
砂	阿瀬比谷	全区域
砂	池の谷	全区域
砂	山根谷	全区域
砂	(上)中野谷	全区域
砂	冬畑谷及び桐野谷	全区域
砂	横倉谷	全区域
砂	横野谷	全区域
砂	今杖谷及び今杖小谷	全区域
砂	東俣谷及び栃谷	全区域
砂	相立谷	全区域
砂	雨夜谷	全区域

砂	藤川谷	全区域
砂	中八谷	全区域
砂	袋谷	全区域
砂	広棚谷	全区域
砂	池の谷及び大塩谷	全区域
砂	西阿瀬比谷	全区域
砂	滝下谷	全区域
砂	平帽子谷	全区域
砂	蔭の谷	全区域
砂	阿瀬比谷及び同支川	全区域
砂	花瀬谷	全区域
砂	野村谷	全区域
砂	今杖谷	全区域
砂	東俣栃谷	全区域
砂	横倉谷及び同左支川	全区域
砂	小星谷	全区域
砂	松尾畑谷	全区域
砂	木戸の谷	全区域
砂	東俣花瀬谷	全区域
砂	上谷	全区域
砂	裏の谷	全区域
砂	柳谷	全区域
砂	境谷	全区域
砂	清水谷	全区域
砂	坂の谷	全区域
砂	高瀬谷	全区域
砂	中野谷	全区域
砂	露の谷	全区域
砂	棋穀谷	全区域
砂	入倉谷	全区域
砂	嫁坂谷	全区域
砂	吉田谷	全区域
砂	玉振谷	全区域
砂	鍋倉谷	全区域
砂	野村谷	全区域
砂	井出谷	全区域
砂	猿ヶ谷	全区域
砂	姥母ヶ谷	全区域
砂	黒谷川	全区域
砂	船屋谷	全区域
砂	神場谷	全区域
砂	轟谷	全区域

砂	中野谷及び西大久保谷	全区域
砂	栃谷	全区域
砂	黒谷川及び東黒谷川	全区域
砂	猪の谷	全区域
砂	手水谷	全区域
砂	日浦谷	全区域
砂	西の谷	全区域
砂	倉尾谷	全区域
砂	玉振谷及び同左支川	全区域
砂	西猿ヶ谷	全区域
砂	西吉田谷	全区域
砂	姥ヶ谷	全区域
砂	清田谷	全区域
砂	穴吹川	全区域
砂	三谷川	全区域
砂	小屋谷	全区域
砂	不定谷川	全区域
砂	岡の谷	全区域
砂	市場谷	全区域
砂	風呂ノ谷	全区域
砂	拝立谷	全区域
砂	一ノ谷川	全区域
砂	北又谷	全区域
砂	西成戸谷	全区域
砂	調子野谷	全区域
砂	東成戸谷	全区域
砂	石神谷	全区域
砂	猿飼谷	全区域
砂	中の谷	全区域
砂	田の内谷	全区域
砂	東分谷	全区域
砂	仕出原谷	全区域
砂	下森谷	全区域
砂	淵名谷	全区域
砂	北又谷·北又谷支一号谷	
	及び北又谷支二号谷	全区域
砂	西の谷	全区域
砂	北又小谷	全区域
砂	阿弥陀堂谷	全区域
砂	梶山谷	全区域
砂	調子野谷及び同右支川	全区域
砂	北又谷及び同左支川	全区域

砂	柳田谷	全区域
砂	鍵掛谷	全区域
砂		全区域
砂	黒川谷	全区域
砂	大平谷	全区域
砂	長尾谷	全区域
砂	尾山谷	全区域
砂	宮の谷	全区域
砂	龍王谷	全区域
砂	一谷	全区域
砂	神田谷	全区域
砂	穴吹川	全区域
砂	大島谷	全区域
砂	竹尾谷	全区域
砂	白江谷	全区域
砂	太合谷	全区域
砂	大北谷	全区域
砂	谷口カゲ谷	全区域
砂	今丸谷及び支川	全区域
砂	二戸谷,境谷及び南二戸谷	全区域
砂	内父谷	全区域
砂	弓道谷	全区域
砂	川原谷	全区域
砂	内川谷	全区域
砂	樫原谷	全区域
砂	川井谷	全区域
砂	滝の宮谷	全区域
砂	葛尾谷	全区域
砂	今丸谷	全区域
砂	小日浦谷	全区域
砂	谷口局谷	全区域
砂	南二戸谷	全区域
砂	大谷川	全区域
砂	土の谷川	全区域
砂	南谷	全区域
砂	源氏谷	全区域
砂	太田川	全区域
砂	宮内谷	全区域
砂	西尾谷	全区域
砂	見恵頭谷	全区域
砂	吉良谷	全区域
砂	高橋谷	全区域

砂	捨子谷第一右支川	
	及び同第二右支川	全区域
砂	支所谷	全区域
砂	島枝谷	全区域
砂	別所谷	全区域
砂	捨子谷	全区域
砂	端谷	全区域
砂	五木底谷	全区域
砂	捨子南谷	全区域
砂	西山谷	全区域
砂	辻の谷	全区域
砂		全区域
砂	捨子北谷	全区域
砂	南谷	全区域
砂	長瀬谷	全区域
砂	井川谷	全区域
砂	鹿老渡谷	全区域
砂	半田川	全区域
砂	高清谷	全区域
砂	鰻谷	全区域
砂	京ャ谷	全区域
砂	坂根谷	全区域
砂	小橋谷	全区域
砂	大橋谷	全区域
砂	馬ノ久保谷	全区域
砂	木ノ内谷	全区域
砂	大惣谷	全区域
砂	東谷	全区域
砂	下女谷	全区域
砂	唐沢谷	全区域
砂	大藤谷	全区域
砂	長野二谷	全区域
砂	井黒谷	全区域
砂	曽我谷	全区域
砂	半田川及び火打谷	全区域
砂	黒石谷	全区域
砂	庚申谷及び同支川	全区域
砂	佐古戸谷	全区域
砂	庚申谷	全区域
砂	小井野谷	全区域
砂	コウリヤ谷及び同左支川	全区域
砂	下尾尻谷	全区域

砂	竹ノ谷	全区域
砂	備後谷	全区域
砂	しろえ谷	全区域
砂	柏尾谷	全区域
砂	宮の谷	全区域
砂	釜土谷	全区域
砂	京ャ谷	全区域
砂	山下谷	全区域
砂	あずきあら谷	全区域
砂	西谷	全区域
砂	山内谷	全区域
砂	久薮谷	全区域
砂	貞光川	全区域
砂	明谷川	全区域
砂	九藤中谷	全区域
砂	片川	全区域
砂	名沢谷	全区域
砂	大野谷	全区域
砂	錦谷	全区域
砂	猪の谷	全区域
砂	剪宇谷	全区域
砂	犬追谷	全区域
砂	地蔵谷	全区域
砂	杣野谷	全区域
砂	樫平谷	全区域
砂	犬追谷及び同右支川	全区域
砂	瀬開谷及び同左支川	全区域
砂	クニチ谷	全区域
砂	古見谷	全区域
砂	明谷	全区域
砂	太刀之本谷	全区域
砂	中横谷	全区域
砂	西の谷	全区域
砂	広瀬北谷	全区域
砂	大内谷	全区域
砂	谷口局谷(追加)	全区域
地	- 暮畑	全区域
地	東大谷	全区域
地	下中野	全区域
地	梨子の木	全区域
地	西大谷	全区域
地	東赤谷	全区域

	T		
地	榎久保	全区域	
地	東田上	全区域	
地	中釜	全区域	
地	西赤谷	全区域	
地	河原柴	全区域	
地	横倉	全区域	
地	上中野	全区域	
地	猿巣	全区域	
地	段	全区域	
地	相栗	全区域	
地	入倉	全区域	
地	高尾	全区域	
地	大久保	全区域	
地	藤宇	全区域	
地	丈寄	全区域	
地	夏弥喜	全区域	
地	美馬中野	全区域	
地	切久保	全区域	
地	清田	全区域	
地	猿坂	全区域	
地	野田ノ井	全区域	
地	夏蕨	全区域	
地	吉水	全区域	
地	北又	全区域	
地	首野	全区域	
地	川瀬	全区域	
地	鍵掛	全区域	
地	穴吹猿飼	全区域	
地	支納	全区域	
地	成戸	全区域	
地	半平	全区域	
地	長尾	全区域	
地	大内	全区域	
地	大内(追加)	全区域	
地	尾山	全区域	
地	東成戸	全区域	
地	平野	全区域	
地	拝立	全区域	
地	大佐古	全区域	
地	三谷	全区域	
地	杖立	全区域	
地	梶山	全区域	

地 丸山 全区域 地 不定 全区域 地 弓立 全区域 地 戸立 全区域 地 内川地 全区域 地 ピャガイチ 全区域 地 谷口 全区域 地 谷口 全区域 地 市圏原 全区域 地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(ièm) 全区域 地 大名 全区域 地 大名 全区域 地 大名 全区域 地 大名 全区域 地 大屋 全区域 地 大屋 全区域 地 東光経神 全区域 地 東光線飼 全区域 地 東光経桐 全区域 地 東光日浦 全区域 地 東半北 全区域 地 東野 全区域 地 高域 全区域 地 高域 全区域 地 高域 全区域 地 東野 全区域 地 東野 全区域 地 東区域 全区域 地 東区域 全区域 地 東区域 全区域 地 東区域 全区域			
地 不定 全区域 地 月立 全区域 地 押付 全区域 地 内川地 全区域 地 どヤガイチ 全区域 地 谷口カゲ 全区域 地 内樫原 全区域 地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 大谷 全区域 地 大谷 全区域 地 大宮域 全区域 地 三ツ木 全区域 地 日比宇 全区域 地 大瀬 全区域 地 大瀬 全区域 地 大瀬 全区域 地 自光鏡向 全区域 地 直外	地	丸山	全区域
地 79立 全区域 地 7月川地 全区域 地 ビヤガイチ 全区域 地 谷口 全区域 地 向極原 全区域 地 市極原 全区域 地 竹尾 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 大屋(追加) 全区域 地 会人 全区域 地 三ツ木 全区域 地 三ツ木 全区域 地 大区域 全区域 地 高尾 全区域 地 大屋平久保(2) 全区域 地 大屋平久保(2) 全区域 地 南光 全区域 地 南光 全区域 地 東光 全区域 地 長野 全区域 地 高域 全区域 地 高域 全区域 地 高域 全区域 地 高域 全区域	地	仕出原	全区域
地 拝村 全区域 地 ドヤガイチ 全区域 地 谷口 全区域 地 谷口 全区域 地 内樫原 全区域 地 市樫、全区域 地 竹尾 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 今丸 全区域 地 三ツ木 全区域 地 三ツ木 全区域 地 八幡 全区域 地 大屋平大北 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 大屋 全区域 地 神山 全区域 地 南子 全区域 地 真光質 全区域 地 真光 全区域 地 長野 全区域 地 高城 全区域 地 高級 全区域	地	不定	全区域
地 内川地 全区域 地 ビヤガイチ 全区域 台口カゲ 全区域 地 帝口カゲ 全区域 地 南樫原 全区域 地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 大谷 全区域 地 大谷 全区域 地 大宮域 全区域 地 大屋平大北 全区域 地 大窓域 全区域 地 大窓崎 全区域 地 東光鏡崎 全区域 地 真光鏡崎 全区域 地 東大波崎 全区域 地 東大北 全区域 地 大窓 全区域 地 大窓 全区域 地 養野 全区域 地 喜城 全区域 地 喜城 全区域 地 養城 全区域 地 養城 全区域 地 養城 全区域	地	弓立	全区域
地 ビヤガイチ 全区域 地 谷口カゲ 全区域 地 向極原 全区域 地 森遠 全区域 地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 大谷 全区域 地 三ツ木 全区域 地 三ツ木 全区域 地 月比宇 全区域 地 大屋平大北 全区域 地 大屋平大北 全区域 地 大屋城 全区域 地 市山 全区域 地 南子 全区域 地 倉外 全区域 地 倉外 全区域 地 倉外 全区域 地 長野 全区域 地 高域 全区域 地 管教 全区域 地 管教 </th <td>地</td> <td>拝村</td> <td>全区域</td>	地	拝村	全区域
地 谷口力ゲ 全区域 地 向樫原 全区域 地 森遠 全区域 地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 今丸 全区域 地 大谷 全区域 地 三ツ木 全区域 地 上比字 全区域 地 大區 全区域 地 大區平大北 全区域 地 大園 全区域 地 南山 全区域 地 南光保(2) 全区域 地 市山 全区域 地 南光線飼 全区域 地 自光線飼 全区域 地 自光時浦 全区域 地 長野 全区域 地 高城 全区域 地 高城 全区域 地 高城 全区域 地 高級 全区域	地	内川地	全区域
地 谷口力ゲ 全区域 地 森遼 全区域 地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 付尾(追加) 全区域 地 大名 全区域 地 大名 全区域 地 日比字 全区域 地 大區平大北 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 未屋平人保(2) 全区域 地 東瀬 全区域 地 南山 全区域 地 自光猿飼 全区域 地 倉光財 全区域 地 倉光日浦 全区域 地 長野 全区域 地 高城 全区域 地 高級 全区域			全区域
地			
地 森遠 全区域 地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 今丸 全区域 地 大谷 全区域 地 三ツ木 全区域 地 日比宇 全区域 地 高尾 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 長瀬 全区域 地 東瀬 全区域 地 南子 全区域 地 自光線飼 全区域 地 宮内 全区域 地 倉外日浦 全区域 地 長野 全区域 地 管我 全区域 地 管教 全区域 地 管域 全区域 地 管域 全区域 地 管域 全区域 地 管域 全区域			
地 木屋平久保 全区域 地 竹尾(追加) 全区域 地 今丸 全区域 地 大谷 全区域 地 三ツ木 全区域 地 日比宇 全区域 地 大屋平大北 全区域 地 未屋平大北 全区域 地 長瀬 全区域 地 東瀬 全区域 地 南山 全区域 地 南光緑飼 全区域 地 自光銀飼 全区域 地 宮内 全区域 地 倉子北 全区域 地 長野 全区域 地 貴我 全区域 地 賞我 全区域 地 葛城 全区域	地		全区域
地 竹尾(追加) 全区域 地 今丸 全区域 地 杖谷 全区域 地 三ツ木 全区域 地 日比宇 全区域 地 大屋 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 大屋平久保(2) 全区域 地 東瀬 全区域 地 南山 全区域 地 中山 全区域 地 自光猿飼 全区域 地 自光日浦 全区域 地 自光日浦 全区域 地 自我 全区域 地 自我 全区域 地 自我 全区域 地 高城 全区域	地	森遠	全区域
地 竹尾(追加) 全区域 地 大谷 全区域 地 三ツ木 全区域 地 日比字 全区域 地 八幡 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 木屋平久保(2) 全区域 地 長瀬 全区域 地 中山 全区域 地 神名子 全区域 地 真光猿飼 全区域 地 真光日浦 全区域 地 養子北 全区域 地 長野 全区域 地 曹我 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城 全区域	地	木屋平久保	全区域
地 今丸 全区域 地 三ツ木 全区域 地 日比宇 全区域 地 八幡 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 木屋平久保(2) 全区域 地 農瀬 全区域 地 南山 全区域 地 自光發飼 全区域 地 真光日浦 全区域 地 長野 全区域 地 喜我 全区域 地 曹我 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城 全区域	地	竹尾	全区域
地 大谷 全区域 地 日比宇 全区域 地 八幡 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 木屋平久保(2) 全区域 地 長瀬 全区域 地 南山 全区域 地 中山 全区域 地 貞光猿飼 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 長野 全区域 地 青我 全区域 地 青我 全区域 地 養財 全区域 地 養城 全区域 地 養城 全区域 地 養城 全区域	地	竹尾(追加)	全区域
地 三ツ木 全区域 地 月比宇 全区域 地 葛尾 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 長瀬 全区域 地 博瀬山 全区域 地 中山 全区域 地 自光猿飼 全区域 地 真光日浦 全区域 地 長野 全区域 地 管我 全区域 地 管我 全区域 地 養城 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城 全区域	地	今丸	全区域
地 日比宇 地 八幡 全区域 地 木屋平大北 地 木屋平久保(2) 地 長瀬 セ区域 地 中山 全区域 地 中山 全区域 地 真光猿飼 セ区域 地 真光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城	地	杖谷	全区域
地 人幡 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 木屋平久保(2) 全区域 地 長瀬 全区域 地 市山 全区域 地 中山 全区域 地 倉光猿飼 全区域 地 宮内 全区域 地 倉光日浦 全区域 地 接子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城 全区域	地	三ツ木	全区域
地 葛尾 全区域 地 木屋平大北 全区域 地 長瀬 全区域 地 浦山 全区域 地 中山 全区域 地 自光猿飼 全区域 地 宮内 全区域 地 真光日浦 全区域 地 持子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 克城 全区域 地 葛城 全区域	地	日比宇	全区域
地 木屋平大北 全区域 地 長瀬 全区域 地 浦山 全区域 地 中山 全区域 地 貞光猿飼 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城 全区域	地	八幡	全区域
地 木屋平久保(2) 全区域 地 清山 全区域 地 中山 全区域 地 貞光猿飼 全区域 地 宮内 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 接子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 葛城 全区域 地 葛城 全区域	地	葛尾	全区域
地 長瀬 全区域 地 中山 全区域 地 捨子 全区域 地 貞光猿飼 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	木屋平大北	全区域
地 浦山 全区域 地 中山 全区域 地 貞光猿飼 全区域 地 宮内 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	木屋平久保(2)	全区域
地 中山 全区域 地 貞光猿飼 全区域 地 宮内 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	長瀬	全区域
地 捨子 全区域 地 貞光猿飼 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	浦山	全区域
地 貞光猿飼 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	中山	全区域
地 宮内 全区域 地 貞光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	捨子	全区域
地 貞光日浦 全区域 地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	貞光猿飼	全区域
地 捨子北 全区域 地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	宮内	全区域
地 長野 全区域 地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	貞光日浦	全区域
地 曽我 全区域 地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	捨子北	全区域
地 大惣 全区域 地 葛城 全区域	地	長野	全区域
地 葛城 全区域	地	曽我	全区域
	地	大惣	全区域
地 中熊 全区域	地	葛城	全区域
	地	中熊	全区域
地 猿飼 全区域	地	猿飼	全区域
地 白石 全区域	地	白石	全区域
地 平良石 全区域	地	平良石	全区域
地 西久保 全区域	地	西久保	全区域
地 高岩 全区域	地	高岩	全区域
地 木ノ内 全区域	地	木ノ内	全区域
地 上蓮 全区域	地	上蓮	全区域

地	下尾尻	全区域
地	樫尾	全区域
地	黒石	全区域
地	日開野	全区域
地	六良谷	全区域
地	青野	全区域
地	桑平	全区域
地	桑平(追加)	全区域
地	大野	全区域
地	中横	全区域
地	川又	全区域
地	伊良原	全区域
地	明谷	全区域
地	中野	全区域
地	蔭	全区域
地	一宇	全区域
地	切越下	全区域
地	樫地	全区域
地	奥大野	全区域
地	九藤中下	全区域
地	九藤中上	全区域
地	平井	全区域
地	一字平	全区域
地	漆野瀬	全区域
地	八本松	全区域
急	滝下	全区域
急	落合	全区域
急	猪尻	全区域
急	南馬木	全区域
急	佐尾原	全区域
急	大木のハナ	全区域
急	西赤谷	全区域
急	落合(追加)	全区域
急	八幡	全区域
急	谷口	全区域
急	土ヶ久保	全区域
急	石仏	全区域
急	東宗重	全区域
急	竹の内	全区域
急	突出	全区域
急	滝ノ宮	全区域
急	露口	全区域
<u> </u>	1	

急	知野(追加)	全区域
急	三谷(2)	全区域
急	三谷(3)	全区域
急	三谷(4)	全区域
急	穴吹	全区域
急	土場	全区域
急	古宮	全区域
急	小谷	全区域
急	知野	全区域
急	市の下	全区域
急	不定	全区域
急	初草	全区域
急	三谷	全区域
急	久保	全区域
急	三ツ木	全区域
急	宮平	全区域
急	前田	全区域
急	貞光駅前	全区域
急	長瀬(1)	全区域
急	長瀬(2)	全区域
急	丸井	全区域
急	捨子	全区域
急	別所	全区域
急	長瀬(2)(追加)	全区域
急	紙屋	全区域
急	田井	全区域
急	田井(追加)	全区域
急	天皇	全区域
急	小野	全区域
急	木の内	全区域
急	中薮	全区域
急	川又	全区域
急	下喜来	全区域
急	西崎 下声求(2)	全区域
急	下喜来(2) 西崎(追加)	全区域 全区域
急急	本の内(改正)	全区域
急	木の内(以正) 木の内(追加)	全区域
急	中薮(2)	全区域
急	古見	全区域
急		全区域
急	一字则赵	全区域
湿	- 丁川又(1)	土

急	一字川又(2)	全区域
急	明谷	全区域
急	切越(2)	全区域
急	河内	全区域
急	河内(2)	全区域
急	紙屋(2)	全区域
急	新町(2)	全区域
急	西山(2)	全区域
土	不定谷	全区域
土	一の谷	全区域
土	中村谷	全区域
土	石神谷	全区域
土	東分谷	全区域
土	神田谷(2)	全区域
土	本楽寺谷	全区域
土	宮の谷	全区域
土	穴吹谷	全区域
土	風呂の谷	全区域
土	田方谷川	全区域
土	奈良坂谷	全区域
土	第一楠谷川	全区域
土	城の谷	全区域
土	城ノ谷	全区域
土	土井谷	全区域
土	角助谷	全区域
土	黒谷	全区域
土	露の谷一号	全区域
土	露の谷二号	全区域
土	露の谷三号	全区域
土	深谷	全区域
土	船屋谷川	全区域
土	姥ヶ谷(西)	全区域
土	篠谷	全区域
土	姥母ヶ谷	全区域
土	棋穀谷	全区域
土	轟谷	全区域
土	南張谷	全区域
土	樫原谷	全区域
土	瀬津原谷	全区域
土	森遠下谷	全区域
土	大島谷	全区域
土	川井谷	全区域

土	吉田谷	全区域
土	川井下谷	全区域
土	羽向谷川	全区域
土	谷口局谷	全区域
土	古内谷	全区域
土	大泉谷	全区域
土	中薮谷	全区域
土	大橋谷	全区域
土	火の口谷	全区域
土	日之口谷	全区域
土	みょうげん谷Ⅱ	全区域
土	ヤナギヤ谷Ⅱ	全区域
土	馬の久保谷	全区域
土	南谷	全区域
土	紙屋東谷	全区域
土	坂根谷	全区域
土	宮谷	全区域
土	西谷	全区域
土	上蓮1号谷	全区域
土	上蓮 2 号谷	全区域
土	ニシ谷	全区域
土	小井野谷	全区域
土	サルサカ谷	全区域
土	宮の谷	全区域
土	井黒谷	全区域
土	西谷	全区域
土	山の神谷	全区域
土	猿ヶ谷	全区域
土	南谷	全区域
土	辻の谷	全区域
土	西山南谷	全区域
土	西山谷	全区域
土	尻無谷	全区域
土	太刀之本谷	全区域
土	奥大野谷	全区域
土	川又谷	全区域
土	川又下谷	全区域
土	実平谷	全区域
土	土須谷	全区域
土	西の谷	全区域
土	赤松庄内谷	全区域
採	福井興業㈱	脇町字東俣名 2032 他 4 筆

採	有垂水興業	脇町字ツツガ佐古4他4筆
採	家村淑子	美馬町字黒ツエ1他
採	闹高木建設	美馬町字坊ヶ谷2番2他16
		筆
採	洵三共企業体	美馬町字宮前
採	栒吉野川バラス	穴吹町穴吹字明連
採	阿波バラス㈱	脇町木ノ内

※種別の「一」は一級河川、「二」は二級河川、「海」は一般公共海岸区域及び海岸保全区域、「砂」は砂防指定地、「地」は地すべり防止区域、「急」は急傾斜地崩壊危険区域、「土」は土砂災害特別警戒区域、「採」は砂利・採石場である。

河川等パトロール業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者(以下「甲」という。)が受注者(以下「乙」という。)に委託する河川等パトロール業務(以下「業務」という。)に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、徳島県が管理する河川、海岸、砂防等(以下「河川等」という。)の現状を巡視、点検により把握し、河川等の異常、不法占用等を発見し、適切な措置を講ずるための河川等管理上必要な情報を収集することにより、河川等を常に良好な状態に保ち、施設の安全な有効性を確保することを目的とする。

(業務内容)

- 第3条 乙は別途特記仕様書で定める区域について、以下に掲げる業務を実施するものとする。
 - (1) 河川等、巡視と点検の実施
 - (2) 緊急を要する異常箇所の応急措置(穴埋め、ロープ張り等)
 - (3)維持管理データの蓄積(定点観測写真取り)
 - (4) 各種情報収集(住民からの情報等)
 - (5) 実施結果の報告
 - (6) その他、甲の指示するもの

(パトロール体制)

- 第4条 パトロールは、原則として自動車を用いて班体制で実施するものとし、要員2名を1班とし編成するものとする。ただし、運転手はパトロール要員に含むものとする。
- 2 パトロールの打合せ、指揮、監督を行う者(以下、「業務実施監督者」という。)は、以下の何れかの資格、経験を有する者であること。
 - ・一級もしくは二級土木施工管理技士
 - ・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務において1件以上の実績 を有する者
 - ・土木工事に関し3年以上の実務経験を有する者
 - ・公共土木施設の測量又は設計業務に関し3年以上の実務経験を有する者
 - ・ 道路又は河川に関する技術的な行政経験を10年以上経験している者
- 3 第1項の班員のうち、運転手については以下の要件を満たす者であること。
 - ・第1種普通以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が2年以上であること
 - ・過去2年以内に重大な交通事故を起こしていないこと
 - ・過去2年以内に重大な交通違反(免許停止を伴うもの)をしていないこと

(業務管理責任者および業務実施監督者)

- 第5条 乙は、委託業務の実施責任者として業務管理責任者を選任し、甲に通知しなければならない。
- 2 業務管理責任者は、以下の資格を有するものであること。
 - 測量士
- 3 乙は、業務管理責任者の資格要件について、資格証の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 乙は、業務管理責任者と乙との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証等の写し)を監督員に提出しなければならない。
- 5 業務管理責任者および業務実施監督者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員を指導、監督しなければならない。
- 6 業務管理責任者または業務実施監督者は、毎月1回監督員に業務全般に関しての状況報告を 行うとともに、業務の実施方針に関して監督員と打合せを行うものとする。また、打合せ結果 を「打合せ記録簿(様式8)」により相互確認するものとする。

(実施計画書)

- 第6条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、河川等パトロールに関する実施計画書を作成 し甲に提出し、当該計画に従って実施するものとする。
 - (1)委託契約の締結後、速やかに「パトロール計画書(様式1)」及び「組織表及び連絡体制表(様式2)」を作成し、監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
 - (2) 乙は、毎月、月ごとの「河川等パトロール実施計画書(様式3)」を作成し、毎月 25日までに翌月分を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
 - (3) 当該実施計画に関わらず、監督員が異常気象等によりパトロールの実施が困難と判断した場合はこの限りではない。

(パトロールに使用する車両)

- 第7条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する所定の車両を使用するものとする。
- 2 車両の貸与についての詳細は、別に定める「徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県 有車両の貸付要領」に基づくものとする。
- 3 自動車保険料については、任意自動車保険料の契約額に応じて変更契約を行うものとする。
- 4 甲が貸与する自動車で、乙が交通事故等を起こした場合は、全て乙において処理しなければならず、甲は一切の責を負わないものとする。
- 5 乙は、車両使用簿により、毎月車両の使用状況を甲に報告すること。

(パトロールの内容)

- 第8条 第3条(1)及び(3)に定める業務については以下の各号に掲げる事項を、車両からの目視と、徒歩により行うものとする。
 - (1) 河川等の状況 (流水、敷地)
 - (2) 河川等施設の点検(堤防、護岸、海岸、水門類、砂防堰堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等)及び定期的に写真撮影を行う
 - (3) 河川等の占用の状況等
 - (4) その他

(パトロールの実施)

- 第9条 パトロールは以下の各号に掲げるところにより実施するものとする。
 - (1) 乙は、原則として実施計画書により、パトロールを実施しなければならない。 ただし、監督員から指示を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) パトロール(始業時連絡、終業時報告を含む。)は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(1月2日、3日及び12月29日から31日まで)を除いた日に実施するものとし、8時30分から17時15分までの範囲内で実施することを原則とする。ただし事前に監督員から指示された日のパトロールはこの限りでない。
 - (3) パトロール実施日は監督員に、パトロールの出発及び終了の報告を行うものとする。
 - (4) 契約期間内に貸与する車両の車検等及び故障が発生した場合には、乙の所有する車両によりパトロールを行うものとする。ただし、期間が長期にわたる場合は、甲乙協議によるものとする。なお、パトロール回数に変更が生じた場合は変更対象とする。
 - (5) 異常気象等により、業務履行不可能な時事が生じた場合はパトロールを中止する。 その中止期間にあたるパトロール回数については変更対象とする。

(パトロール中の措置)

- 第10条 乙は、パトロール中に、異常を発見した場合は、以下の各号に掲げる措置を行うとと もに甲に報告するものとする。
 - (1) 管理道路の小陥没等、管理上支障が生じると判断されるものについては、応急措置 を講じ、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記 録等を行うものとする。なお、応急措置を行うことが困難なものについては、監督

員に電話等で速やかに報告し、指示を受けるものとする。

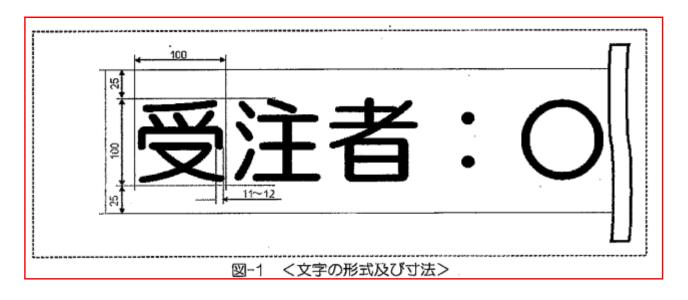
- (2) 河川等に対する不法行為等を発見した場合は、速やかに監督員に電話等で報告し指示を受けるとともに状況のわかる写真撮影、記録、調査等を行うものとする。
- (3) 異常気象に遭遇した場合は、監督員に速やかに連絡し、その指示を受けるものとする。

(履行する際の注意事項)

- 第11条 業務管理責任者は、本仕様書、特記仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。
- 2 パトロール車の運転手は、道路交通法等関係諸法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めなければならない。
- 3 パトロール要員は、住民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くこと の無いように注意するとともに、住民には親切丁寧に応対すること。
- 4 パトロール要員は業務遂行中、甲が発行する身分証明書を常に携行し、第三者から請求があった時はこれを提示すること。
- 5 業務管理責任者、安全運転管理者およびパトロール要員は、各庁舎で実施する交通安全研修を受講するものとする。
- 6 業務管理責任者は、パトロール要員と連携を密にし、毎日の始業及び終業時に業務の確認を行うものとする。
- 7 業務管理責任者は、パトロール要員と打合せを行い、勤務状況を確認し、指揮・監督を行うものとする。
- 8 毎月1回、業務管理責任者はパトロール車に同乗し、別紙「業務実施状況確認表」により 作業内容をチェックして甲に報告すること。また、業務管理責任者は、業務の適正な履行を 確保するため、契約書、特記仕様書に基づき、全パトロール要員を対象に、能力の向上、安 全管理の徹底、コンプライアンスの意識の啓発を図るための教育を、毎月1回行うものとす る。

(パトロール車への受注者名の標示)

- 第12条 乙は、県が貸与するパトロールに使用する車輌に、受注者名を次の要領で標示する ものとする。
 - (1)標示方法は、パトロール車にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式及び寸法は、原則、図-1のとおりとする。
 - (2) 図-1において、幅15cmの白地マグネット板に黒字で標示し、標示内容は、『受注者: $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 』とし、『 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 』には受注者名を標示するものとする。
 - (3) マグネット板等の貼付にあたっては、車輌の両側側面とし、また、マグネット板等を分割し標示してもよいこととする。



(パトロール結果の報告等)

- 第13条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、パトロール結果を甲に報告すること。
 - (1)業務の実施結果は、毎日、別に定める報告書に整理すること。
 - (2)報告書は「河川等パトロール点検日誌(様式4)」、「異常箇所整理表(様式5)」、「異常箇所整理表(写真)(様式5(追加))」「異常箇所整理表(対応・処理経過)(様式5-2)」および「定点観測整理表(様式5-3)」によること。
 - (3) 緊急を要するパトロール結果については、前号の報告を行う前に、電話等で監督員 に報告しなければならない。
 - (4) 住民等から情報があった場合は「情報提供整理表(様式6)」により報告を行うこと。
 - (5) 月に1回の頻度で、河川名等毎のパトロール状況写真(異常なしの写真)をパトロール日誌に添付すること。(業務完了報告用)

(事故報告)

第14条 乙は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

(守秘義務及び情報管理)

- 第15条 本業務の実施において知り得た情報を第3者に漏らしてはならない。
- 2 個人情報を取り扱う場合は、情報セキュリティを確保しデータの流出は絶対にあってはならない。

(受注者の責任)

第16条 業務従事者として要求される注意義務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(業務管理責任者に対する措置請求)

第17条 契約書第7条における業務管理責任者に対する措置要求は、業務管理責任者措置請求 書(様式9)により行う。

(その他)

- 第18条 業務にパソコン関連機器、通信費が必要な場合及び事務用品は、乙が用意すること。
- 2 乙が職員のパソコンを使用しないこと。また、乙が用意し使用しているパソコンからのデータをUSB等外部記憶媒体を介して職員のパソコンに入出力してはならない。
- 3 定期的に、巡視、点検記録、写真等のデータをウィルスチェックを済ませたCD-Rにて監督員に提出すること。
- 4 業務の遂行にあたり、設計図書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により 定めるものとする。

(発注者) 殿

受注者 住所 氏名

業務管理責任者通知書

次の業務について,業務管理責任者を定めましたので通知します。

業務名

氏 名

- 添付資料 ・技術者の資格者証の写し
 - ・受注者との雇用関係が確認できるもの (健康保険証等の写し)

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

業務管理責任者変更通知書

次の業務について,業務管理責任者を変更したので通知します。

業務名

氏 名

- 添付資料 ・技術者の資格者証の写し
 - ・受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証等の写し)

河川等パトロール計画書

(受託者名 印)

1. パトロール計画

巡視点検コース名	箇所数	河川名等	パトロール延長km (管理延長km)	特記事項
1				
2				
3				
4				
(5)				

○経路図を添付すること。

2. 班編成

班名	班長	班員	予備員	予備員	予備員
河川等パトロール班					

組織表及び連絡体制表

- 1	委託業務:	名					
_	河川名等						
委	託業務匿	所					
	受託者						印
		1					
	務管理	氏	名	生年月日	電話自宅	番号 携帯電話	資格の有無
	任者			生			
		氏	名	生年月日	電話	番号	資格·経験
		14,	10	エキカロ	自宅	携帯電話	の有無
				生			
	河						
	川 等 パ						
-	, , , ,						
	- ル要員						
	貝						
	資格欄(こは、	河川等/	トロール業務	委託仕様書第4条第23	頃に示す資格の有無を	記入すること。

河川等パトロール実施計画書(令和 年 月分)

(受託者名

印)

日	曜日	①コース	②コース	③コース	④コース	⑤コース
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

パトロールを実施するコース名に〇を記入すること。

河川等パトロール点検日誌

(受託者名

									人文几日石			
	パトロールコース	名		実施日	天候	ट्	出発時間		課長	課長補佐	係長	課員
			OF	100日 〇曜日			〇〇時〇〇分					
	,	パトロール者	氏名				帰着時間					
	印		印	印			〇〇時〇〇分	パトロ・	ール走行距	離 km		km
順序	河川名等		パトロ	コール区間		9	実施時間		巡視、点核	食事項及び拮	昔置事項等	
1												
2												
3												
4												
(5)												
6												
7												
8												
9												
10												
			緊急		_			(備考)				
	(有·無) (内容 (相手	^{影)} 方)										
	その他											

異常箇所整理表

(受託者名)

		(概略図)施設の損傷など必要に応じて記入してください。
①河川名•施設名等	拿○○○川 · △△△通路	
②位置		
③発見日時	令和○○年○月○日 □:□□	
④点検項目	別紙参照(管理道路、堤防、水面の異常 など)	
⑤異常の内容	(陥没、護岸の崩壊、クラック など)	
(調査内容)※		
(位置図)		(写真)複数枚撮影の場合は、別途添付してください。

| | ※施設損傷の場合は、被害程度の概略(延長(L)、高さ・幅(H)、面積(A)など)および概算費用を記入してください。概算費用の算出については、災害復旧用総合単価等 を参照してください。 | ※不法行為等の場合は、監督員の指示に従い調査結果を記録してください。

異常箇所整理表(写真)

_(写真)	_	(写真)
_(写真)		(写真)
(写真)		(写真)

点検項目表(点検箇所留意点)

点検項目	点検の視点(留意点)							
管理道路、通路等	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等・わだち掘れ、穴、陥没、段差の状態・雑草、雑木の繁茂による通行障害							
堤防	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等・不等沈下、漏水の有無・堤天のわだち堀れ、穴、陥没、段差の状態・法面状態(亀裂、法崩れ等)・雑草、雑木の繁茂状態							
河川護岸、砂防流路	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等 ・侵食、クラック、はらみ出し、吸い出し等異常の有無 ・土砂堆積、異常洗掘の有無 ・河川等に支障を及ぼす倒木、枯木の有無							
水門、陸閘、樋門、堰、ダム、 海岸砂防堰堤、 地すべり防止施設、 急傾斜地崩壊防止施設等の構造物	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等 ・クラック、漏水等異常の有無 ・施設の破損、隙間、がたつき、ゴミつまりの有無							
水面の異常	・油、その他汚濁物質の流出・魚の大量斃死・漂着物							
砂利採石現場	・採取計画とおりの採取がなされているかどうか							
占用状況、不法物件の監視	・占用が適正にされているかどうか ・不法物件の状況変化							
不法係留船	・不法係留船、沈船の状況把握							
危険箇所の状況	・生命、財産に影響がでるか ・関係者に情報伝達 ・河川等の管理物なら応急措置はできそうか							
親水空間における安全性	・急な出水に対して円滑に避難できるか							
その他違法行為	・緊急に対応が必要かどうか・掘削、切土、盛土等、土地形状の変更・工作物の新築、改築等・立竹木の伐採							

異常箇所整理表(対応・処理経過)

(受託者名

			_(写真)
①河川名・施設名等	9○○川 ・ △△△通路	i	
②位置			
③異常の内容		ı	
<u>④対応日時</u>	令和○○年○月○日 □:□□	ı	
⑤対応内容		i	
(写真)		Ī	(写真)

定点観測整理表

様式5-3

次長	課長	課長補佐	係長	課員

水系名	河川名	区間			整理番号		更新日		
平面図(令和 年度時点)			項		目	ブロ	ックご	゛との	特 徴
			樹木	主な	樹種				
			が	高さ、面積	、密集度				
				流下	能力				
			治水面	水衝部の有	与無、変化				
				流木	等				
				管理施設·	への影響				
				局所洗	掘状況				
				土砂堆	積状況				
			管理面	みお筋の	の位置				
				巡視	障害				
				不法	行為				
				不法	投棄				
空撮(令和 年度時点)			環境 景観面	貴重種の	生息環境				
				対岸への	視界確保				
				堤防高と	の対比				
			その他	住民の)要望				
				背後地の住	t宅密集度				
			特						
			記						
			事						
			項						

○○橋(○k00)から上流を望む。	○○橋(○k00)から下流を望む。
〇〇付近(Ok000)から上流を望む。	○○付近(○k000)から下流を望む。

情報提供整理表

項目区分	情報の内容	備考
	(該当するものを〇で囲むこと)	
情報の種類	•要望 •相談	
	・苦情・・その他	
聞き取りの日時		
河川名等		
場所		
	(氏名)	
相手の氏名等	(住所)	
	(TEL)	
具体的内容		
対応·処理経過		

要望者等の氏名等は、できる範囲で記入すること。

打合せ記録簿

	1									ı			
第 回											追番ペ	<u>ージ</u>	
発注者•印—		主 任 監督員			現 場 監督員		発注者•印	管理(主任) 技術者		照査技術者	がトロール要員		要員
光/41-11							无 <i>注</i> 名 - 山						
年 月 日	∃	令和	年	月	日()	場	所					
業務の名称	称						打合せた	方式					
発注機関	名						会 社	名					
担当部署名	名						(受注者						
出席者	首	発注者值	則				受注者	側	·				
(内容)													
i													

- (注) 1. 内容欄には、打合せ議事内容を記載すること。 2. 2部作成し、双方で1部ずつ保管すること。 3. 打合せ方式は会議・電話・メール等を記載する。

業務管理責任者措置請求書

受注者(発注者) 殿

発注者 (受注者)

委託業務名

上記委託業務にかかる次の関係者は、その業務の実施につき著しく不適当と認められる ので、必要な措置をとるべきことを請求する。

措置請求をする 委託関係者の契約上 の地位及び氏名	
必要な措置の内容	
措置請求をする理由	

注1 業務の実施につき著しく不適当と認められる場合は、パトロール員等の変更を求めるものとする。

受託者

河川等パトロール 業務実施状況確認表

実施日	令和 年 月 日	天候	ルート			業務			
			番号	班員		管 理			囙
確認者	印					責任者			
	石	電 認事項			確認欄		備	考	
					(O•×)				
作業前	健康状態の確認								
	作業内容・パトロールルートの	確認							
	安全作業・安全運転の誓い								
	その他								
作業中	特記仕様書に基づき確実に業務	を実施したか							
	異常発見時に適切な対応をした	こか							
	記録(写真を含む)を正確にと	ったか							
	路上では安全確保を行い作業を	行ったか							
	関係する住民には丁寧に対応し	たか							
	道路交通法等関係法規を遵守し	、常に安全運転に努	めたか						
	その他								
作業後	作業報告の確認								
	体調管理など規則的な生活習慣	で指導							
	車両の清掃および整理整頓								
	その他								

徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県有車両の貸付要領

(滴用)

第1条 徳島県(以下「甲」という。)が発注する徳島県公共土木施設(道路・河川・砂防・港湾等)の維持管理業務において、受注者(以下「乙」という。)が県有車両(以下「車両」という。)を使用するにあたっては、仕様書、契約書によるほか、この要領によるものとする。

(貸付物件等)

第2条 貸付は、甲が指定した車両及び付属備品とする。

(使用用途)

- 第3条 車両の使用用途は、次に掲げる業務とする。
 - 一 徳島県公共土木施設(道路・河川・砂防・港湾等)の維持管理業務
 - 二 その他県が必要と認める業務

(用途外使用の禁止)

- 第4条 乙は次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 車両を転貸し、又は担保に供すること。
 - 二 車両を業務以外の目的に供すること。

(使用貸借)

- 第5条 乙は、当該履行期間に係る借受申請書(様式第1号)を甲に提出し、その貸付 の決定を受けなければならない。
- 2 甲は、この要領に基づき借受申請書を審査し、適当と認めた場合は、車両の貸付を 決定し、貸付決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(運転者等)

- 第6条 車両は次の要件を満たす者でなければ運転することができない。
 - 一 乙が業務を履行するため、使用している者であること。
 - 二 普通第1種以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が2年以上であること。
 - 三 過去2年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
 - 四 過去2年以内に重大な交通違反(免許停止を伴うもの)をしていないこと。
- 2 前項の規定により、車両を運転することができる者について、車両運転者名簿(様 式第3号)を提出するものとする。

(貸付料)

第7条 車両の貸付は無償とする。

(費用負担)

- 第8条 修理等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 甲が負担するものは次のとおり。
 - イ 車検及び定期点検整備に要する費用。(ただし, 第二号の乙が負担するものを 除く。)
 - ロ タイヤ、バッテリー、カーエアコン等の交換又は修理に要する費用。(ただし、明らかに乙の責めに帰すべき事由であると認められる場合には乙が負担するものとする。)
 - ハ その他、甲が特に必要と認める修理等及び乙の負担とすることがあきらかに不 適当と認められる修理等に要する費用。
 - 二 乙が負担するものは次のとおり。
 - イ 乙が走行するのに必要な燃料の給油に要する費用。
 - ロ 潤滑油類 (エンジンオイル、ブレーキオイル、クラッチオイル等) の補充又は 交換に要する費用。ただし、エンジンオイルの交換については 4,000km ごとに行うものとする。
 - ハ 洗車用品、ワックス、ウォッシャー液、ラジエター液、モップ等の保守的消耗 品に要する費用。
 - ニ 乙は前項第一号ロ及び第二号ロに掲げる事項が生じた時は、費用負担に関わりなく、あらかじめ甲と協議するものとする。

(自動車保険料)

第9条 乙は契約締結後、当該履行期間中は、自己の費用負担において、乙を契約者と する、次に掲げる内容の任意自動車保険に加入しなければならない。

一 車両 オールリスク型

二 対人賠償 1名につき 無制限

三 対物賠償 1事故につき 無制限

四 搭乗者障害 1名につき 500万円以上

五 運転者次 運転者年齢限定なし制限なし

2 乙は前項の規定により加入した、保険契約書の写しを甲に提出するものとする。

(亡失又はき損)

- 第10条 乙は、自動車を亡失又はき損したときは、借受車両の亡失(き損)報告書(様式第4号)により詳細な報告書を提出し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(事故処理)

第11条 乙は、当該契約の業務の履行に伴い、交通事故等が発生したときは、直ちに 負傷者の救護及び道路の危険防止について必要な措置を講ずるとともに、警察署に届け、 その状況を車両等事故速報(様式第5号)により甲に報告し、速やかに事故等の処理を 行い、事故処理に要する一切の費用を乙が負担する。ただし、甲が加入する自動車損害 賠償責任保険の適用を妨げるものではない。

- 2 前項の報告書には、次の書類を添附しなければならない。
 - 一 事故現場の見取図
 - 二 事故車双方及び相手方物件の写真
 - 三 自動車安全運転センター法第29条第1項第5号の規定に基づく交通事故に関し、その発生した日時、場所その他内閣府令で定める事項を記載した書面(発行後添付)
 - 四 その他必要な書類

(一般的損害)

第12条 業務の履行に伴い生じた損害(次条第1項,第2項に規定する損害を除く。) については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、第9条の規定に基づく加入保険を適用し、保険により補填されたものを超える部分について、甲が負担する。

(甲及び第三者に及ぼした損害)

- 第13条 乙は業務の履行に伴い、甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を 賠償しなければならない。ただし第18条の規定に基づき、甲が使用中に発生した損 害については、甲と協議するものとする。
- 2 前項の規定による賠償額(第9条に定めるところにより加入した保険で補填された 部分を除く。)のうち、甲の指示、その他甲の責に帰すべき事由により生じたものに ついては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適当であること 等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この 限りでない。
- 3 前2項の場合、その他業務の履行に伴い、第三者との間に紛争を生じた場合については、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(交通違反等)

第14条 乙は業務の履行に伴い、交通違反により検挙されたときは、速やかにそのて んまつを甲に報告しなければならない。

(車両の引渡時期等)

第15条 甲は乙に業務を実施する日毎に、パトロール業務に使用する車両を乙に引き 渡すものとし、業務が終了したときは、速やかに甲に返納するものとする。

ただし、災害等の緊急時において、やむをえず返納することが困難な場合において はこの限りでない。また、この間の車両の管理は乙の責任において行うものとする。

(車両の引渡,返納,保管場所)

第16条 車両は甲が指定する保管場所において、引渡し、返納するものとする。

(貸付の中止)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、車両の貸付を中止することができる。

- 一 正当な理由なく、この要領に違反したとき。
- 二 その他、借受者として、不適当であると認める事実があったとき。

(車両の使用)

第18条 災害等の緊急時において、甲が必要と認めるときは、乙の業務の履行に支障が生じない範囲で車両を使用することができるものとする。ただし、その場合の燃料費は甲の負担とする。

(使用状況の報告)

第19条 乙は、車両使用簿(様式第7号)により、毎日車両の使用状況を甲に報告しなければならない。

(車両に関する事務)

- 第20条 乙は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 車両の運行前点検(運行するに支障が生じる部位に関する全てをいう。)
 - 二 燃料及び油脂類の補給及び交換に関する事務。
 - 三 車両の適正使用・管理に関する事務。
 - 四 事故防止に関する事務。

(燃料等の品質)

- 第21条 燃料及び油脂類は、次の各号に定めるものを使用し、品質について必要があると認められるときは、甲乙協議するものとする。
 - 一 燃料は甲が指定する油種を使用する。
 - 二 エンジンオイルは、四季を通じて使用可能な品質を保持し、かつ、JIS規格品とする。
 - 三 その他のものについては、車種による純正品又は同等品以上のものを使用するものとする。

(法令等の遵守)

第22条 乙は業務の履行にあたっては、道路運送車両法、道路交通法等車両の運行等 に係る関係法令及び労働基準法等労働条件に係る関係法令並びに甲の指示事項を遵守 するものとする。

(疑義等の決定)

- 第23条 この要領に定めるもののほか、車両の貸付に関し必要な事項は、甲が別に定める。
- 附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両借受申請書

令和 年 月 日

殿

借受申請者 (所在地)

(商号及び代表者役職氏名)

印

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託の実施に伴い、県有車両を次のとおり借受けたいので、申請します。

- 1 借受車両及び付属備品
- 2 借受の目的(委託業務名)
- 3 借受予定期間(契約期間)
- 4 保管場所
- 5 担当者及び使用責任者(氏名,電話番号等)
- 6 添附書類
 - ①車両運転者名簿(様式第3号)
 - ②その他必要と認める書類

様式第2号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両貸付決定書

 〇〇第
 号

 令和
 年
 月

 日

殿

(発注者)

平成 年 月 日付けで申請のあった、県有車両の貸付については、申請のとおり決定します。

県有車両の借受に際しては、徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両 貸付要領及び当該委託業務に係る仕様書、契約書の内容を遵守すること。

車両運転者名簿

所在地 商号 代表者役職氏名

印

委託業務名(

)

L 友		運転免許									
氏 名	種 類	交付年月日 有効年月日	免許証番号	備考							

※免許更新等により、記載事項に変更が生じた場合には、その都度、速やかに 提出すること。

様式第4号

決裁欄										
							 第		号	
		殿					年		日	
				· 表者職氏名					印	
車両の亡失(き 車両が、次の	損)報告書 とおり亡失(き	損)し	ましたの~	で報告します	0					
			<u> </u>							
車両番号	車	両	車	名		事は	汝の責任	壬者		
購入年月日	購入価	格	現在身	見積価格		亡失(き損)	の日時	:	
事故発生の										
場										
常時保管場所										
事故発見の動機	とその内容									
事故後の措置				その他参	多考事	事項				

- 注 1 盗難のときは、警察署の証明書を添付のこと。
 - 2 き損の場合は、修繕料の見積書を添付のこと。

車 両 等 事 故 速 報

殿

所在地 商号 代表者職氏名

印

委託業務名(

)

次のとおり事故がありましたので、報告します。

令和 年 月 日

車両事故の ※該当するもの でください。 以 載も同様です。)を○で囲ん	交通事故加 害人身損害県有車両の盗難双方過失死 亡県有車両の交通事故外損傷被 害傷 害自 損物 損
事故発生	年月日 場 所	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分頃 (天候) (路線名) 国道 号、県道 線、市町村道 線 (道路形状) 交差点 道路本線上 路側部 構内道路 その他
事 私 水	会職氏年備	※車両番号〔徳島 同乗者の状況 (有(名)・無) ※同乗者有りの場合は職氏名を記載 ※免許証の写しを添付してください。
事故者	相住氏年職連備 手所名齢業先考	※車両番号〔 車両所有の状況 (運転者が所有・所有者は別)
事故の	概 況	※事故の原因・形態等を簡潔に記載してください。※事故現場写真撮影(予定)年月日 令和 年 月 日
人 身 損物損等の	•	
		※けがの程度、病院名、車の損害箇所・程度、修理先名(ディーラー・整備工場名)、届出警察 署名等を記載してください。

MEMO
※事故現場の道路形状(交差形状、信号機の有無・一時停止規制線等交通規制の状況)・事故時
の車両位置図等を記載してください。
※衝突位置及び相手方を衝突前に最後に確認した位置を赤で記載してください。
※住宅地図の写しを添付してください。
※車両運転者の免許証の写しを添付してください。
※事故車双方及び相手方物件の写真を添付してください。
本事成年

県 有 車 両 使 用 簿

									車名及び 車両番号		無事故 累計日数	日	累計 走行距離		km
決	裁	欄 安全運転 管理者又	酒気帯び (運転前)	運転者氏名	使用年	年月日	使月	用時間	行 程 (施設名等)	用 務 (内容及び所要時間)	日常点検 実施結果	走行距離	給油量	確認印	備考
		は補助者	(運転後)	(同乗者名)					(旭跃石 寸)	(自在及0万安村间)) (AB/II)				(累計キロ数)
			有 無		年	月 日	時	分から			良否	km	Q		
			有 無			1 /1 H	時	分まで							
			有 無		年	月 日	時時	分から			良 否				
			有 無			, ,,		分まで							
			有 無		年	月 日	時	分から			良 否				
			有 無				時	分まで							
			有 無		年	月 日	時	分から			良 否				
			有 無				時	分まで							
			有 無		年	月 日	時	分から			良 否				
			有 無		,		時	分まで			I I				
			有 無		年	月 日	時	分から			良否				
			有 無		'		時	分まで							

注 1 同乗者がある場合は、「運転者氏名」欄の運転者氏名の下に記入すること。

- 2 「行程」欄には、用務を行う施設名等を記入すること。
- 3 「用務」欄には、用務の内容及び所要時間を記入すること。
- 4 「備考」欄には、帰庁時の累計走行距離並びに日常点検による異常個所及び措置その他伝達事項を記入すること。また、酒気帯びの有無の確認者にあっては、その確認の方法が対面以外の場合には具体的方法を記入し、アルコール検知器を用いた場合には「検知器」と記入すること。

	1	ブレーキ	踏みしろ、効き、液量、レバーの引きしろ	5	灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅の具合,汚れ及び損傷
日常点検の	2	タイヤ	空気圧,亀裂及び損傷,異常な摩耗,溝の深さ	6	ウインド・ウォッシャ及びワイパー	液量,噴射状態,払拭状態
箇所及び内容	3	バッテリ	液量	7	前回の運行において異常が認められた	= 当該箇所に異常がないこと。
	4	原動機	冷却水の量,オイルの量,かかり具合,異音,低速及び加速の状態			

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる もの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、 個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければな らない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又 は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても 同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その 事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手 段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならな い。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的の ために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、こ の限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返環)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、

又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても 当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用し てはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況 について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 注「甲」は発注者である徳島県(実施機関)を、「乙」は受注者を指す。